

「ねんきん定期便」の見方ガイド(35歳・45歳の方用)

このパンフレットは「ねんきん定期便」をご覧になるときにご参照ください。
また、お送りした「ねんきん定期便」は、大切に保管しておいてください。

被用者年金制度の一元化について

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)が施行されました。同日以降、会社員・公務員の区別なく、同額の報酬であれば同額の保険料を負担し、同額の公的年金給付を受け取るという公平性を確保することで、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員および私立学校の教職員も加入することとなりました。

※被用者年金制度の一元化後は、現に加入している(または最後に加入していた)公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から「ねんきん定期便」をお送りします。

公的年金制度と被保険者種別	「ねんきん定期便」を送付する実施機関
国民年金の第1号被保険者および第3号被保険者	日本年金機構(厚生労働大臣から受託)
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者 (国家公務員共済組合の組合員)	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者 (地方公務員共済組合の組合員)	地方職員共済組合(地方共済事務局・団体共済部)、 公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、 全国市町村職員共済組合連合会(市町村職員共済組合、 都市職員共済組合、指定都市職員共済組合)
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者 (私立学校教職員共済制度の加入者)	日本私立学校振興・共済事業団

問い合わせ先



公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

<https://www.kouritu.or.jp/>

電話 03-5259-1122

受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時から午後5時30分まで

※間違い電話が多くなっていますので、おかげ間違いのないようお願いします。

※電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただいております。ご理解くださいますようお願いします。

「ねんきん定期便」の見方①

1. これまでの年金加入期間

a 「国民年金第1号被保険者」欄

- ◆保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
※3/4免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り納付済月数に含まれます。
- ◆保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

b 「国民年金第3号被保険者」欄

- ◆現在、第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

国民年金の第3号被保険者とは

- 昭和61年4月以降の期間で、年収が130円未満で20歳以上60歳未満の方が、厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。以下同じ）に加入している配偶者（第2号被保険者）に扶養されている場合、この方を「第3号被保険者」といいます。
- 第3号被保険者の国民年金保険料は、配偶者（第2号被保険者）が加入している厚生年金保険が一括して負担しますので、個別に納めていただく必要はありません。

種別変更届の提出のお願い

- 第3号被保険者の期間として登録されている期間であっても、次の期間は第1号被保険者に該当します。
 - 配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していた期間
 - ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた期間
 - 配偶者が厚生年金保険の被保険者であるが65歳以上（年金を受け取る権利がある方）の期間
- 第1号被保険者に該当している場合は、住所地の市（区）町村の国民年金担当窓口へ種別変更の届出が必要となりますので、忘れずに入出してください。
※すでに種別変更の届出を行っていても、この「ねんきん定期便」の作成年月日までに國のシステムへの登録が間に合わなかったため、表示が異なっている場合があります。

特定期間該当届の提出のお願い

- 実態は第1号被保険者であるが、上記の種別変更の届出が行われていないため、そのまま第3号被保険者として登録されている期間を「3号不整合期間」といいます。この期間は「保険料未納期間」として取り扱われます。
- この「3号不整合期間」のうち、これを訂正した時点において、国民年金保険料の徴収時効が成立して納められなくなった期間を、「時効消滅不整合期間」といいます。
※国民年金保険料は納付期限から2年を経過すると時効で納めることができません。
- 「時効消滅不整合期間」がある場合は、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を提出することにより、「特定期間」として受給資格期間に算入できるようになります。
お心当たりの方は、年金事務所にお問い合わせください。

c 「合算対象期間等」欄

- ◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
- ◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。
- ◆「合算対象期間」と「特定期間」の内訳は、「ねんきん定期便」の「これまでの国民年金保険料の納付状況」（A-4国ページ）をご確認ください。

ねんきん定期便															
● ● ● 様の「ねんきん定期便」です。 ご「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、 和〇〇年〇〇月〇〇日までの年金加入記録を表示しています。															
基礎年金番号 9999999999		公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員) 和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員) 和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日												
加入者番号 999 999 999 999		(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください)													
このお知らせは、見方ガイド ドの2~3ページをご覧ください。															
1. ご「ねんきん定期便」の年金期間 (老齢年金の受け取る年金)															
a 国民年金 <table border="1"> <tr> <td>第1号被保険者 (未納月数を除く)</td> <td>第3号被保険者</td> <td>国民年金 計 (未納月数を除く)</td> </tr> <tr> <td>999 月</td> <td>999 月</td> <td>999 月</td> </tr> </table> b 厚生年金保険 <table border="1"> <tr> <td>一般厚生年金 (国家公務員・地方公務員)</td> <td>公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)</td> <td>私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)</td> </tr> <tr> <td>999 月</td> <td>999 月</td> <td>999 月</td> </tr> </table>				第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)	999 月	999 月	999 月	一般厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	999 月	999 月	999 月
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)													
999 月	999 月	999 月													
一般厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)													
999 月	999 月	999 月													
C 取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。															
船員保険(c) 年金加入期間 合計 (未納月数を除く) 合算対象期間等 受給資格期間 999 月 (a+b+c) (d) (a+b+c+d) 厚生年金保険 計 999 月 999 月 999 月 999 月															
2. これまでの加入実績に応じた年金額 (年額)															
d (1) 国民年金 <table border="1"> <tr> <td>これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額</td> <td>999,999 円</td> </tr> </table> e (2) 厚生年金保険 <table border="1"> <tr> <td>これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額</td> <td>999,999 円</td> </tr> <tr> <td>一般厚生年金期間</td> <td>999,999 円</td> </tr> <tr> <td>公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)</td> <td>999,999 円</td> </tr> <tr> <td>私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)</td> <td>999,999 円</td> </tr> <tr> <td>(1)+(2)の合計</td> <td>999,999 円</td> </tr> </table>				これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	999,999 円	これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	999,999 円	一般厚生年金期間	999,999 円	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	999,999 円	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	999,999 円	(1)+(2)の合計	999,999 円
これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	999,999 円														
これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	999,999 円														
一般厚生年金期間	999,999 円														
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	999,999 円														
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	999,999 円														
(1)+(2)の合計	999,999 円														

A-1

2. これまでの加入実績に応じた年金額 (年額)

- ◆老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。ここでは、これまでの加入実績のみを基に計算した年金額（年額）を表示しています。

d 「(1) 国民年金」欄

- ◆これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額は、下記の期間の月数を基に計算しています。
 - 国民年金の第1号被保険者期間（未納期間を除く）および第3号被保険者期間
 - 厚生年金保険の第1~4号厚生年金被保険者期間・船員保険の被保険者期間
- ◆これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額には、附加年金の金額も含まれています。

e 「(2) 厚生年金保険」欄

- ◆被用者年金制度の一元化により、公務員および私立学校の教職員の保険料や保険給付（共済年金）の計算方法などは、原則として厚生年金保険に統一されました。年金加入記録の管理や保険料の徴収、保険給付（共済年金）の決定や支給などの事務は、引き続き各実施機関（1ページ参照）が行います。このため、一般厚生年金期間、公務員厚生年金期間および私学共済厚生年金期間ごとに計算した年金額を表示しています。

- ◆これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額は、下記のとおり計算しています。

各欄共通

- 離婚などにより、厚生年金保険の標準報酬の分割対象となった方は、分割後の標準報酬を基に計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

- 厚生年金基金に加入している期間は、通常の厚生年金保険の加入期間とみなして計算しています。
※厚生年金基金から支給される額（厚生年金基金の代行部分）を含めて計算しています。

「公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)」欄

- 国家公務員共済組合の加入期間と地方公務員共済組合の加入期間がある方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。

- 平成27年9月までの加入実績に応じて計算した経過的職域加算額（共済年金）が含まれています。

- ※経過的職域加算額（共済年金）は、被用者年金制度の一元化により改正される前の国家公務員共済組合法および地方公務員等共済組合法に基づき支給されます。

「私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)」欄

- 平成27年9月までの加入実績に応じて計算した経過的職域加算額（共済年金）が含まれています。
- ※経過的職域加算額（共済年金）は、被用者年金制度の一元化により改正される前の私立学校教職員共済法に基づき支給されます。

「2. これまでの加入実績に応じた年金額」が表示されていない方へ

- ◆次のことなどが考えられます。

- 同月内で重複している年金加入記録がある。
- 厚生年金保険に統合されていない農林共済組合の加入記録がある。

- ◆「一般厚生年金期間」は、お近くの年金事務所へ、「公務員厚生年金期間」は当共済組合へ、「私学共済厚生年金期間」は、日本私立学校振興・共済事業団へお問い合わせください。

障害給付や遺族給付の年金を受け取っている方へ

- ◆障害給付や遺族給付の年金を受け取っている方は、将来、老齢厚生年金等を受け取ることができるようになったときに、どちらか一方の年金を選択するなど、ご自身に有利な受取方法を選んでいただくことになります。
詳しくは、当共済組合にお問い合わせください。

「ねんきん定期」

便」の見方②

(参考) これまでの保険料納付額

(a) 「(1) 国民年金（第1号被保険者期間）」欄

- ◆下記の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。
 - 付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めて計算しています。
 - 国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。
 - 国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
 - 国民年金保険料の一部免除（ $1/4$ 免除、 $1/2$ 免除および $3/4$ 免除）期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

(b) 「(2) 厚生年金保險」欄

- ◆下記の条件で、加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じて計算しています。

各欄共通

- ・被保険者負担額のみを計算しています。
※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、地方公共団体（事業主）と被保険者が折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には地方公共団体（事業主）が報酬または賞与から控除し、地方公共団体（事業主）がまとめで納めます。
※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

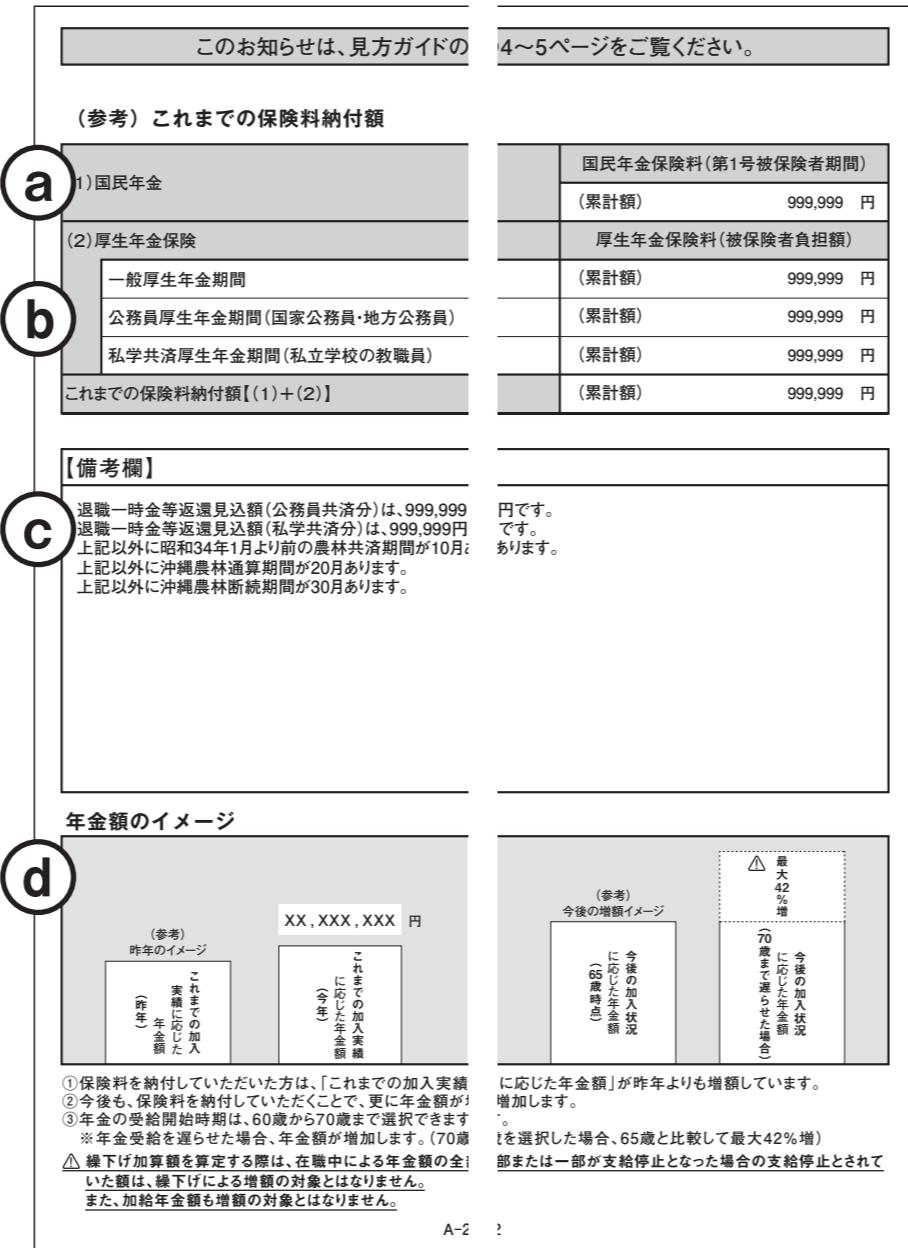
- ・旧三公社（J R、J T、N T T）共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成9年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。

・旧農林共済組合の加入

- 納付額のみを計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

 - 育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
 - 産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
 - 3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。
 - 厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を計算しています。



「公務員厚生年金期間（國家公務員・地方公務員）」欄

- ・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和61年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。
 - ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間は、保険料納付額を計算していません。
 - ・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています。
 - ・国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。
 - ・地方公務員共済組合または国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。

「私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）」欄

- ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
 - ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
 - ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。

C [備考欄]

- ▶「退職一時金等返還見込額」が表示されている方は、老齢厚生年金を受け取る権利を有するところとなった場合に、この退職一時金等返還見込額（退職一時金に利子相当額を加算した金額）を返還していただくことになります。
なお、この金額は、あくまで見込額であるため、実際に返還していただく金額と異なる場合があります。詳しくは、公務員共済分については、当共済組合に、私学共済分は日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。

④ 年金額のイメージ

- ▶ 線下げ請求を検討する際は、下記の内容について、十分ご留意ください。

 - ・在職中による年金額の全部または一部が支給停止となった場合の支給停止とされていた額は、線下げによる増額の対象とはなりません。
 - ・加給年金額は、線下げによる増額の対象とはなりません。

有上へ続く

「これまでの『年金加入履歴』です。」の見方①

a 「②加入制度」欄

◆加入した年金制度を表示しています。

国年：国民年金
厚年：厚生年金保険
船保：船員保険
公共：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）
私学：私立学校教職員共済制度

b 「③お勤め先の名称等」欄

◆「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。

種 別	該 当 者
第1号被保険者	日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険（共済組合を含む）に加入しておらず、第3号被保険者でない方）
第2号被保険者	厚生年金保険（共済組合を含む）に加入している方 ただし、65歳以上で老齢基礎年金などを受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、原則として年収が130万円未満の方

◆「②加入制度」欄が「厚年」または「船保」の場合は、お勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名を表示しています。

- 年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）にお勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名が登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。
- 厚生年金保険に統合された旧三公社（J R、J T、N T T）共済組合や旧農林共済組合の加入期間は、加入当時の共済組合名を表示しています。

厚生年金基金の加入期間の表示

厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

《厚生年金基金に関するお問い合わせ先》

「厚生年金基金の加入期間が10年未満」で脱退された方
 ▶企業年金連合会（企業年金コールセンター） 0570-02-2666（ナビダイヤル）
 ※電話番号が050で始まる場合は、03-5777-2666

「厚生年金基金の加入期間が10年以上」で脱退された方または「現在加入中」の方
 ▶現在または当時のお勤め先の会社が加入している厚生年金基金

◆「②加入制度」欄が「公共」の場合は、「公務員共済」と表示しています。
 ◆「②加入制度」欄が「私学」の場合は、「私学共済」と表示しています。

a 「これまでの『年金加入履歴』です。

表示している『年金加入履歴』に「もれなく」や「誤り」がないかご確認ください。
 (このお知らせは、見方ガイドの6~9ページをご覧ください)

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)
2	国年	第1号被保険者
3	公共	公務員共済
4	私学	私学共済
5	厚年	東京株式会社 (空いている期間があります。)
6	国年	第3号被保険者

c 「④資格を取得した年月日」欄

◆年金制度に加入した年月日を表示しています。

④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
c 平成99.99.99	d 平成99.99.99	e 999
平成99.99.99	平成99.99.99)
平成99.99.99	平成99.99.99	999
平成99.99.99	平成99.99.99)
平成99.99.99		999

d 「⑤資格を失った年月日」欄

◆年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。
 現在加入中の場合は、空欄となります。

e 「⑥加入月数」欄

◆「②加入制度」欄の年金制度ごとの加入月数を表示しています。
 なお、被保険者の資格を失った年月日の属する月は、加入月数には算入されません。

◆「③お勤め先の名称等」欄が国民年金の「第1号被保険者」の場合は、国民年金保険料の納付済月数と未納月数の合計月数を表示しています。

◆現在加入中の年金制度の場合は、この「ねんきん定期便」の作成年月日の前々月までの月数を表示しています。

《地共済年金情報Webサイトのご案内》

「地共済年金情報Webサイト」をご利用いただければ、公務員厚生年金期間（平成27年9月以前の期間を含みます）におけるご自身の年金加入記録や将来の年金見込額などの情報をねんきん定期便よりも最新のものがインターネットでご覧いただけます。

なお、ご利用いただける方は、組合員や組合員であった方が対象となりますが、次に掲げる方はご利用いただけません。

- ①退職一時金全額受給期間のみを有する方
- ②老齢厚生年金の受給開始年齢に到達している方
- ③退職共済年金、老齢厚生年金等の年金受給者の方
- ④離婚時の年金分割制度の適用を受けた方

「地共済年金情報Webサイト」は、当共済組合のホームページからアクセスすることができます。（<https://www.kouritu.or.jp/>）

年金記録確認のチェックポイント

- (ア) 年金加入履歴を表示している前の期間
- (イ) 空いている期間
- (ウ) 年金加入履歴を表示している後の期間

(ア) (イ) (ウ) の期間は、特にご確認いただきたいポイントです。

以下の項目に該当するような場合は、記録の「もれ」や「誤り」がある可能性が高くなります。

この期間 働いて いなかった	<input checked="" type="checkbox"/> 学生であったが国民年金に加入していた。 <input checked="" type="checkbox"/> 夫（妻）の扶養家族であったが、国民年金に加入していた（昭和61年3月以前に限ります）。
----------------------	--

この期間 働いていた	<input checked="" type="checkbox"/> 退職後、結婚し姓が変わった。 <input checked="" type="checkbox"/> いろいろな名前の読み方がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事情あって本名とは異なる名前で勤めた（異なる名前で記録されている可能性があります）。 <input checked="" type="checkbox"/> 事情あって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた（異なる生年月日で記録されている可能性があります）。 <input checked="" type="checkbox"/> 転職のたびに年金手帳が発行された（年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります）。 <input checked="" type="checkbox"/> 同じ会社（グループ）内で転勤や出向を繰り返していた。 <input checked="" type="checkbox"/> 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。 <input checked="" type="checkbox"/> 試用期間中に退職した。 <input checked="" type="checkbox"/> 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。
---------------	--

お心当たりの方は、思い当たる内容について、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

「これまでの『年金加入履歴』です。」の見方②

これまでの『年金加入履歴』です。						
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がない (このお知らせは、見方ガイドの6~9ページをご覧ください。)						
①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数	
ア	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成99.99.99 平成99.99.99	平成99.99.99	999	
2	国年	第1号被保険者	平成99.99.99	平成99.99.99)	
3	公共	公務員共済	平成99.99.99	平成99.99.99	999	
4	私学	私学共済	平成99.99.99	平成99.99.99	999	
5	厚年	東京株式会社	平成99.99.99	平成99.99.99	999	
6	国年	(空いている期間があります。 第3号被保険者)	平成99.99.99)	
(a)						
⑦国民年金(a)						
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数
999	999	999	999	999	999	999
(b)						
⑧船員保険(c)						
付加保険料納付済月数(再掲)	未納月数(※)	加入月数	加入期間			
(999)	999	999	999			
(c)						
⑨厚生年金保険(b)						
一般厚生年金(厚年)	公務員厚生年金(公共)	私学共済厚生年金(私学)	厚生年金保険計			
加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入期間(経過の職域)	加入月数(経過の職域)	加入期間(基金)	加入期間(基金)	加入期間(経過の職域)
999 (999)	999 (999)	999 (999)	999 (999)	999 (999)	999 (999)	999 (999)
(d)						
(※)納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3回開けたままになります。						
A-3						

a 「⑦国民年金」欄

◆国民年金の加入期間の月数を表示しています。

◆「納付済月数」欄

・定額の国民年金保険料を納めている月数を表示しています。
・この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の前納期間の月数を含めて表示しています。

◆「半額免除月数」、「3/4免除月数」および「1/4免除月数」欄

・国民年金保険料の一部免除（半額免除、3/4免除および1/4免除）を受けている期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り、その納付済月数を表示しています。

◆「学特等月数」欄

・学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数を表示しています。
・学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

◆「未納月数(※)」欄

・国民年金の第1号被保険者期間のうち国民年金保険料を納めていない月数を表示しています。
・この欄には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入されることになりました。
お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

・国民年金に任意加入している期間のうち国民年金保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は「⑪合算対象期間等」欄に表示しています。
・納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供され、年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）に登録されるまでに一定の期間を必要とするため、この「ねんきん定期便」の作成年月日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

b 「⑧船員保険」欄、c 「⑨厚生年金保険」欄

◆船員保険および厚生年金保険の加入期間の月数を表示しています。

加入月数と加入期間

・「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。
・「加入期間」は、「⑧船員保険」欄では船員、「⑨厚生年金保険」欄では坑内員として加入した期間の月数を、昭和61年3月までは4/3倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは6/5倍して表示しています。
※船員または坑内員として加入した期間がない方は、「加入月数」と「加入期間」が同じ月数になります。

◆「⑨厚生年金保険」欄の中段には、厚生年金基金の加入期間の月数をカッコ書きで再掲しています。
また、下段には、国家公務員、地方公務員および私立学校教職員の各共済組合制度に基づく経過的職域加算額（共済年金）の支給対象となる期間の月数をカッコ書きで再掲しています。

d 「⑪合算対象期間等」欄

◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。
※「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」については、2ページをご覧ください。

◆「合算対象期間」と「特定期間」の内訳は、「ねんきん定期便」の「これまでの国民年金保険料の納付状況」(A-4国ページ)でご確認ください。

「これまでの厚生年金保険における標準

報酬月額などの月別状況です。」の見方

a 「年度」欄

- ◆上段は年度を表示しています。
4月から翌年3月までを1年度としています。
 - ◆下段は加入制度をカッコ書きで表示しています。
(厚年) : 厚生年金保険
(船保) : 船員保険
(公共) : 公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）
(私学) : 私立学校教職員共済制度

b 「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄

◆「年度」欄の下段が「（厚年）」または「（船保）」の場合

- ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。
 - ・旧三公社（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）共済組合の加入期間のうち、標準報酬制度の導入前（昭和61年3月以前）の期間は、当時の報酬を基に「みなし標準報酬月額」を算出し、各月とも同額で表示しています。
 - ・旧三公社共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前（平成9年3月以前）の保険料納付額を「-」と表示しています。
 - ・旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前（平成14年3月以前）の保険料納付額を「-」と表示しています。

◆「年度」欄の下段が「（公共）」の場合

- ・昭和61年3月以前の期間は、各月とも同額の「みなし標準報酬月額」を表示しています。
 - ・国家公務員共済組合の加入期間は、昭和61年3月以前の保険料納付額を「-」と表示しています。
 - ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間の保険料納付額は「-」と表示しています。
 - ・地方公務員共済組合の加入期間は、平成元年11月以前の保険料納付額を「-」と表示しています。
 - ・育児休業期間および産前産後休業期間の保険料納付額は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
 - ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています※。
※被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
 - ・地方公務員共済組合または国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。

◆「年度」欄の下段が「（私学）」の場合

- ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。

厚生年金保険の標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、各実施機関が管理している年金記録であり、被保険者が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に、お勤め先の会社などの事業主からの届出に基づき決定されたものです。

以下、民間の会社にお勤めされている場合を例に、標準報酬月額と標準賞与額について説明します。

1. 標準報酬月額

- 標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、受け取る年金額を決定する時に、その計算の基にするための金額です。給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。
 - 標準報酬月額には上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は62万円、下限（最低額）は平成28年10月より9万8千円から8万8千円に変更となっています。上限を超えるまたは下限を下回る報酬が支払われていた場合は、上限または下限で決定しています。

(1) 標準報酬月額を決定する時期

- 標準報酬月額は、まず、就職した時に決定し、以降は一定の時期の報酬を基に、毎年改定します。

＜宿泊的に決定する時期＞

平成14年度まで	5月から7月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年10月から適用します。
平成15年度から	4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年9月から適用します。

- このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。

(2) 標準報酬月額の決定の基となる報酬

- ・標準報酬月額の決定の基となる報酬とは、給与、賃金、各種手当などの名称を問わず、被保険者が労務の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税や住民税などを控除する前のものとなります。
 - ・報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの随時に支払われるものは含めません。

2. 標準賞与額

- ・標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や受け取る年金額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。
 - ・標準賞与額の上限（最高額）は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円で決定しています
 - ・平成15年4月から、賞与からも毎月の報酬から納める保険料と同率で計算した保険料を納めさせていただき、年金額の計算の基とすることになります。
※平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与から「特別保険料」を納めることになっていましたが、これは年金財政に考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置です。
したがって、年金額の計算の基とはならない（標準賞与額とはならない）ため、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には表示していません。

3. 保険料の計算と納付

- 厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者で折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

「これまでの国民年金保険料の納付状況です。」の見方

a 「納付済月数等の内訳」欄

- ◆年度別に次の月数を表示しています。
- ◆「①納付」欄
 - ・国民年金保険料を納めている月数または第3号被保険者として登録されている期間の月数です。
- ◆「②免除」欄
 - ・国民年金保険料の全額免除を受けている月数および一部免除（半額免除、3／4免除および1／4免除）を受けている月で、免除後の残余の保険料を納めている月数です。
- ◆「③学生納付特例等」欄
 - ・学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数です。
 - ・学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、老齢年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
- ◆「④計」欄
 - ・①～③の合計月数です。

b 「⑤未納」欄

- ◆国民年金保険料を納めていない月数です。
- ◆この「未納」には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
- ◆一部免除（半額免除、3／4免除および1／4免除）を受けている月であるが免除後の残余の保険料を納めていない月数を含みます。
- ◆国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は、「⑥合算対象期間等」欄に表示しています。

c 「⑥合算対象期間等」欄

- ◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんさん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
- ◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」（2ページ参照）により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

これまでの国民年金保険料の納付状況です。											
表示している納付状況に「誤り」がないかご確認ください。 (このお知らせは、見方ガイドの P12~13ページをご覧ください。)											
年度	納付済月数等の内訳					月別納付状況					
	① 納付	② 免除	③ 学生納付特例等	④ 計	⑤ 未納	4月	5月	6月	7月	8月	9月
平成99年	12	0	0	12	0	0	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済
平成99年	0	0	0	0	12	0	未納	未納	未納	未納	未納
平成99年	0	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/
平成99年	12	0	0	12	0	0	3号	3号	3号	3号	3号
平成99年	0	12	0	12	0	0	全免	全免	全免	全免	全免
平成99年	0	0	0	0	12	0	半免	半免	半免	半免	半免
平成99年	0	0	0	0	12	0	半未	半未	半未	半未	半未
平成99年	0	12	0	12	0	0	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免
平成99年	0	0	0	0	12	0	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未
平成99年	0	12	0	12	0	0	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免
平成99年	0	0	0	0	12	0	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未
平成99年	0	0	12	12	0	0	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等
平成99年	12	0	0	0	0	0	付加	付加	付加	付加	付加
平成99年	0	0	0	0	0	12	合算	合算	合算	合算	合算

A-4国

d 「月別納付状況」欄

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている月の表示です。 (国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含みます。)
未納	国民年金保険料を納めていない月の表示です。
/	国民年金に加入していない月の表示です。 厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。）に加入している月も同様です。
3号	国民年金の第3号被保険者として登録されている月の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている月の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めている月の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
3/4免	国民年金保険料の納付が3/4免除されていて、残りの1/4の保険料を納めている月の表示です。
3/4未	国民年金保険料の納付が3/4免除されていて、残りの1/4の保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
1/4免	国民年金保険料の納付が1/4免除されていて、残りの3/4の保険料を納めている月の表示です。
1/4未	国民年金保険料の納付が1/4免除されていて、残りの3/4の保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
学特等	学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている月の表示です。
付加	付加保険料を納めている月の表示です。
合算	国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月の表示です。 参考情報であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
特定	ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、 「特定期間」として、受給資格期間に算入される月の表示です。

※納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあります。「未納」と表示されることがあります。

年金の制度・用語に関する説明

受給資格期間

◆老齢年金の受け取りには、原則として10年（120月）以上の年金加入期間および合算対象期間が必要です。

[保険料納付済期間 + 保険料免除期間など（※） + 合算対象期間（カラ期間） = 10年（120月）]

※保険料免除期間のほか、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度の適用を受けている期間も「受給資格期間」に含まれます。ただし、年金額には反映されません。

合算対象期間（カラ期間）

◆年金制度への加入が任意であったため、年金制度に加入していなかった期間などをいいます。

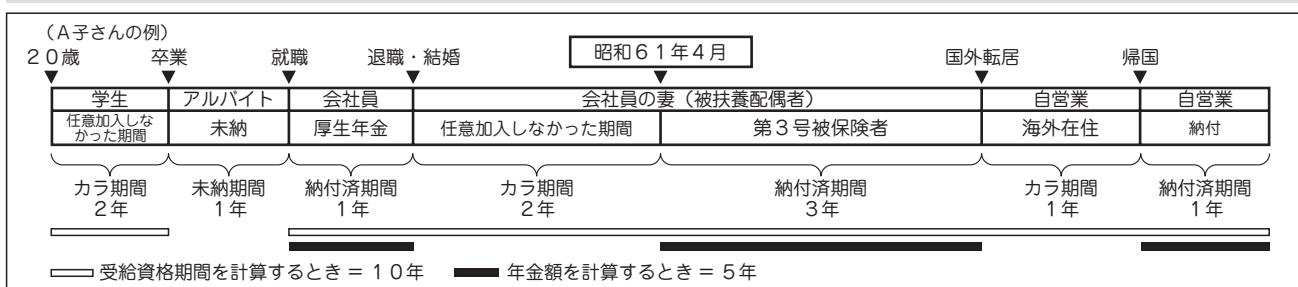
例えば、20歳から60歳までの期間で、次の①～③に該当する期間などです。

①昭和61年3月以前のサラリーマンの配偶者であった期間

②海外に在住していた期間

③平成3年3月以前の学生であった期間

◆合算対象期間（カラ期間）は、受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されません。



保険料免除期間の月数の考え方

◆保険料免除期間がある方の「保険料納付済期間」の月数は、免除の種類による保険料の負担額に応じて、次のとおり計算されます。なお、全額免除の場合でも、国庫負担分の年金が受け取れます。

- 平成21年3月以前の期間については、国庫負担1/3で計算されます。

保険料負担分	国庫負担分	免除種類	納付割合	月数
■	■	免除なし	全額納付	1月
■	■	全額免除	納付なし	1/3月
■	■	3/4免除	1/4納付	1/2月
■	■	半額免除	半額納付	2/3月
■	■	1/4免除	3/4納付	5/6月

- 平成21年4月以降の期間については、原則として、国庫負担1/2で計算されます。

保険料負担分	国庫負担分	免除種類	納付割合	月数
■	■	免除なし	全額納付	1月
■	■	全額免除	納付なし	1/2月
■	■	3/4免除	1/4納付	5/8月
■	■	半額免除	半額納付	3/4月
■	■	1/4免除	3/4納付	7/8月

保険料未納期間などがある方へ

◆国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。

保険料未納期間がある場合は、お早めに保険料をお納めください。

- 保険料免除期間や学生納付特例制度、若年者納付猶予制度の適用を受けている期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。

※一部免除（半額免除、3/4免除および1/4免除）の期間については、免除により減額された保険料を納付している期間に限ります。

なお、3年目以降に追納する場合は、免除当時の保険料の額に加算額が上乗せされます。

- 過去5年以内に保険料未納期間がある方は、申出により、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、保険料を納めること（後納）ができます。